

令和 4 年度

第 10 回 第二農地部会定例会議事録

令和 5 年 1 月 31 日 (火)

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和4年度 第10回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年1月31日(火) 午後2時40分
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

19番	上野 栄一	1番	小山 一成	2番	五十嵐 隆一
9番	大滝 正秋	10番	滝沢 記一	17番	岩崎 欣一
18番	長瀬 一成	20番	竹原 よし子	21番	望月 博
22番	山本 誠信	24番	笠原 浩一		

(2) 農地利用最適化推進委員(15名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一、(浦川原区) 田鹿 敏行
(大島区) 高橋 三登一、(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、小池 孝志、(頸城区) 大島 伸一
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫、(三和区) 福原 弥、高橋 浩一

2 欠席委員

(1) 農業委員…5番 岸田 健 の1名

(2) 農地利用最適化推進委員…(浦川原区) 井部 慎一、(大島区) 田邊 清一 (大潟区) 細谷 正夫、(頸城区) 上井 康二 の4名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明		
大島区駐在室	班長	上野 元之		
牧区駐在室	室長	小林 精子	班長	佐藤 幸夫
柿崎区駐在室	室長	小林 隆浩	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司		
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	中条 崇		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

10番 滝沢 記一 20番 竹原 よし子

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時40分 それでは、これより令和4年度第10回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。 (上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員11名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員15名、欠席推進委員4名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 10番 滝沢 記一 委員、20番 竹原 よし子 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次に、「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。 それでは、18番 長瀬 一成 委員に読み上げていただきます。 長瀬委員、よろしくをお願いいたします。</p>
長瀬委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>長瀬委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>≪安塚区駐在室の議案≫ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」審議いたしますが、1頁、番号2102番の1件は、岩崎委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、岩崎委員は一時退席をお願いいたします。

(岩崎委員退席)

議 長

それでは、岩崎委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」岩崎委員に関連する所有権移転1件をご説明いたします。1頁、番号2102番の1件をご覧ください。

番号2102番は、譲渡人が労力不足のため譲受人に相談したところ合意に至ったことから、所有権移転するものです。

申請農地は、畑として作付け予定です。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付した「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岩崎委員関連の番号2102番の1件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり許可することといたします。

(岩崎委員復席)

議 長

続きまして、岩崎委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

1頁、番号2101番をご覧ください。

番号2101番は、譲渡人が労力不足のため、譲受人に相談したところ合意に至ったことから、所有権移転するものです。

申請農地は、水稻を作付け予定です。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付した「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件を説明いたします。2頁、番号2101番と番号2102番をご覧ください。

いずれも期間満了による再設定で、契約期間は、番号2101番は2年、番号2102番は3年です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜浦川原区駐在室の議案＞

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号2512番から2頁、番号2516番までの5件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、農地中間管理機構へ貸付予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞

議 長

議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権移転5件を説明いたします。3頁、番号2501番から4頁、番号2505番をご覧ください。

いずれも農地の集約化のため、近隣で耕作をしている地域の担い手へ貸借権を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

≪議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について≫

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」所有権移転 1 件を説明いたします。
1 頁、番号 2901 番をご覧ください。

番号 2901 番は、譲渡人が財産整理のために、近隣で耕作している譲受人に相談したところ、合意に至ったため、贈与により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

≪議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 3 件を説明いたします。2 頁、番号 2901 番から番号 2903 番までをご覧ください。

3 件とも、契約期間満了に伴う再設定です。

これら 3 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜牧区駐在室の議案＞

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」所有権移転1件をご説明いたします。1頁、番号3301番をご覧ください。

譲渡人が労力不足のため、経営拡大の意欲ある譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

＜議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 2 件を説明いたします。2 頁、番号 3301 番、3302 番をご覧ください。

いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3701 番から 7 頁、3737 番までの 37 件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、後継者へ貸付 32 件、他者へ貸付 4 件、後継者へ貸付予定 1 件です。

3 頁、番号 3711 番は、解約された 2 筆の内、畑 1 筆は休耕となりますが、荒らさないように管理をお願いしました。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。8頁、番号3701番をご覧ください。

譲渡人と譲受人で利用権設定している土地について、耕作利便のため、譲り受けるものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定67件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

9頁、番号3702番から22頁、3768番をご覧ください。

番号3702番から16頁、3738番までの37件は、経営移譲に伴い、後継者と新たに利用権を設定するものです。12頁、番号3716番の使用貸借は、祖父名義の土地のため、無償で借り受けるものです。

16頁、番号3739番から18頁、3745番までの7件は、前耕作者の労力不足や相手方の要望により、近隣の耕作者と新たに利用権を設定するものです。

18頁、番号3746番から19頁、3752番までの7件及び20頁、3758番、21頁、3760番から22頁、3767番までの9件、計16件は契約期間満了に伴い、新たに利用権を設定するものです。18頁、番号3748番の終期は、譲受人へ貸し付けている他の筆と終期を合わせるものです。

19頁、番号3753番から20頁、3756番までの4件は、これまで保全管理されていた農地について、近隣の耕作者が経営を拡大するため、新たに利用権を設定するものです。

番号3757番、3759番、22頁、3768番は、契約期間満了に伴う再設定です。

なお、3768番の契約開始日は、原契約の終期が令和5年2月27日のため、翌日28日からの設定となります。

これら67件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議長 　賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞

議長 　議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室 　議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権移転 3 件を説明いたします。23 頁、番号 3701 番から 3703 番をご覧ください。

番号 3701 番、3702 番は、経営移譲に伴い、後継者へ貸借権を移転するものです。番号 3703 番は、旧借り手の労力不足により、近隣の耕作者へ貸借権を移転するものです。以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議長 　賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜大潟区駐在室の議案＞

議長 　次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議長 　報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局

の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願ひします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告
します。1頁、番号4601番と4602番の2件を掲載しました。

いずれも貸人の要望による合意解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予
定及び他者へ売却予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま
す。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理につ
いて>

議 長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理につ
いて」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理につ
いて」ご報告いたします。

2頁、番号4619番の1件を掲載しました。

大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積74㎡を一般個人住宅として利用するた
め売買するものです。

位置図は3頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま
す。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま
す。

大潟区

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件をご説

駐在室	<p>明いたします。</p> <p>4 頁、番号 4601 番は、譲渡人が財産整理のため、これまで利用権を設定していた譲受人に売買により所有権を移転するものです。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定 26 件について、事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>5 頁から 10 頁をご覧ください。</p> <p>番号 4602 番から 4627 番までの 26 件を掲載しました。</p> <p>番号 4602 番は、貸付人が離農するため、新規に利用権を設定するものです。</p> <p>番号 4603 番から 10 頁、番号 4627 番は、契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>これら 26 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権移転 1 件をご説明いたします。11 頁をご覧ください。</p>

番号 4601 番は、これまで農地中間管理機構を利用し、利用権を設定していた担い手が、労力不足により耕作面積を減らすため、別の担い手に利用権を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《頸城区駐在室の議案》

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

頸城区

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。1 頁、番号 5304 番をご覧ください。

頸城区下中島地内の登記簿地目「畑」、面積 958 m²を倉庫として利用するため、売買するものです。2 頁に位置図を添付しましたので、ご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま

す。

頸城区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。3 頁、番号 5301 番をご覧ください。

譲渡人の財産整理のため、利用権を設定している譲受人へ、売買により所有権を移転するものです。また、10 アール当りの単価については、双方協議により対価額を総額で決定したため、端数が生じます。

なお、本案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 22 件について、事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

4 頁、番号 5302 番から、8 頁、番号 5323 番をご覧ください。

番号 5302 番及び番号 5305 番から番号 5307 番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相對契約で新たに利用権を設定するものです。

なお、これら 22 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 1 件を説明いたします。9 頁、番号 5301 番をご覧ください。

本案件は、人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《吉川区駐在室の議案》

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 55 件を説明いたします。1 頁、番号 6201 番から 12 頁、番号 6255 番をご覧ください。

1 頁、番号 6201 番から 12 頁、番号 6255 番は、すべて期間満了による再設定です。

1 頁、番号 6202 番、6203 番は、圃場条件が良くないことから、1 年契約となっています。

2 頁、番号 6210 番は、圃場整備が予定されていることから、1 年契約となっています。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 1 件を説明いたします。13 頁、番号 6201 番をご覧ください。

本案件は、農地利用集積円滑化団体を通じた契約の期間満了により、人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<三和区駐在室の議案>

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしく申し上げます。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告

します。1頁をご覧ください。

番号8601番から8602番までの2件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

2頁をご覧ください。

番号8601番は、三和区柳林地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。譲受人は、現在、親・祖父等と同居しておりますが、子の誕生により住宅が手狭となったことから、祖父の所有する農地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するものです。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地であることから、第1種農地と判断されますが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、住宅1棟66.24㎡、カーポート22.12㎡で、建ぺい率は、16.67%となり、工期は許可後から令和5年3月31日までです。

転用にあたり、生活排水は農業集落排水へ接続し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 6 件のうち、特徴的なものを説明いたします。5 頁をご覧ください。

番号 8601 番、8603 番、8604 番、8605 番は、譲渡人の労力不足により、地域の担い手に貸し付けるものです。

これら 6 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」審議いたしますが、7 頁、番号 8601 番の 1 件は、五十嵐委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、五十嵐委員は一時退席をお願いいたします。

(五十嵐委員退席)

議 長

それでは、五十嵐委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

7 頁をご覧ください。内訳は貸借権設定が 1 件です。

詳細については、7 頁、8601 番に掲載しましたので、ご覧ください。

いずれも人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、五十嵐委員関連の番号 8601 番の 1 件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

(五十嵐委員復席)

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

【7. その他】

上野部会長

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

上野部会長

何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。
長時間のご審議、ご苦勞様でした。

柿崎区
駐在室長

上野部会長、ありがとうございました。

【8. 閉会】

柿崎区
駐在室長

以上をもちまして、令和 4 年度第 10 回第二農地部会定例会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

午後 3 時 20 分終了

(農地部会終了後、地区会議開催)